

平成 28 年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業 ～電子メールでの質問と回答～

最終更新：平成 28 年 4 月 28 日

※ これまでの Q&A は「これまでに寄せられた質問への回答」としてウェブ掲載していますので、併せてご確認ください。

【1. 公募全般】

- Q1-1: 平成28年度に採択された場合、採択日から3か月以内(9月中が目途と伺っている)に交付申請を提出することになるかと思うが、実際の事業の開始が平成29年度4月からでも、前述のタイミングで交付申請が必要なのか。
- A1-1: 事業の開始が平成29年4月からの場合、平成28年度設備補助事業には応募頂けません。平成28年度後半から設計などが開始される場合は、平成28年度設備補助事業に応募いただけます。
- Q1-2: 公募ウェブページに掲載されているQ&Aに、採択内示後の交付申請説明会時に、経理処理に関するマニュアルを配布する予定と書かれているが、これはどういう内容のものか。
- A1-2: マニュアルは、交付申請時から事業の実施、完了後までの、経理処理を含めた補助事業の実施全体に関するものです。
- Q1-3: 今回の応募には時期尚早の状況である一方、来年の応募ではスケジュール的に遅くなってしまいう検討案件があるが、本年度2次募集を行う可能性はあるのか。2次公募がある場合、参考までに昨年度、一昨年度の2次公募スケジュール(採択案件及び採択金額規模(1次募集との比較も含め))について伺いたい。
- A1-3: 2次募集の実施は、現段階では確定していませんが、これまでは9月から公募開始し、12月頃までを募集期間としていました。ただし、2次公募では予算が尽きたらそこで募集終了としておりました。
2014年度、2015年度の2次募集の募集期間、採択案件数の実績は以下の通りです。
・2014年度:9件採択(2014年9月11日～2015年1月30日)
・2015年度:21件採択(2015年9月7日～12月18日)
なお、採択金額は公表していません。

【2. 補助対象事業】

- Q2-1: 事業所における蛍光灯をLED照明へ切り替えるプロジェクトにおいて、LED照明機器への更新ではなく、蛍光灯の照明器具の改造によってLED化を図る場合、工事費、LEDランプ費を補助金の対象として申請することは可能か。
また申請可能な場合、法定耐用年数はどのように考えればよいのか。
- A2-1: 補助事業で採用する技術は実用化されていることが前提で、補助対象となるのは設備(ハード)導入に対する経費となりますので、改造費のうち開発的要素の含まれる材料費、労務費等については補助対象外となります。
補助対象の設備は、「LED照明機器」として計上し、必要な部品費と工賃を合算したものとして下さい。

法定耐用年数に関しては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によってご確認ください。
- Q2-2: 同一国において同一の設備補助事業が複数件採択される可能性はあるのか。また、採択される可能性がある場合、例えばフィリピンにおいて太陽光発電設備の補助事業が2件採択された場合、補助率は2件とも50%という理解で良いか。

- A2-2: 同一国で類似技術を活用する複数の案件が、同時に採択される可能性はあります。フィリピンではまだ採択実績がないため補助率の上限は 50%となり、2 件採択された場合は、2 件とも補助率の上限は 50%です。
- Q2-3: 補助率の上限に関して、類似の事業を多数、順番に、同一国で展開しようとする場合、補助率の上限の 50%→40%→30% が、各事業に順次適用されていくと考えれば良いのか。
- A2-3: 補助率の上限は、公募時点でのパートナー国におけるこれまでの類似技術の採択案件数によります。公募時期が同じであれば、同じ補助率の上限が適用されます。公募時期の異なる採択案件については、それ以前の類似技術の採択案件数を踏まえた、補助率の上限が設定されます。
- Q2-4: 現地 A 社と現地 B 社が合併で太陽光発電事業会社 C 社を設立、C 社が太陽光発電のプラントを保有/運転し、創出した電気を B 社の子会社で原料(セメント)製造工場を保有する D 社へ売電する場合、C 社保有の太陽光発電のプラントは電気業用/その他の設備/主として金属製のものに該当し、耐用年数は 17 年間であると理解してよいのか。又(上記とは別スキームで)D 社にて太陽光発電のプラントを保有した場合、プラントは間接生産物つまりセメント製造設備に該当し、耐用年数は 13 年である、と理解してよいのか。
- A2-4: ご質問の情報から判断する限り、ご理解のとおりです。具体的には、詳しい情報を基に審査時に判断させていただきます。
- Q2-5: 補助率の上限設定にあたって参照する「類似技術の分類」について、バイオマス資源によるメタン発酵によって回収したバイオガスを燃料利用(発電またはボイラ利用、ガス供給)しようとする事業は、同リストに該当しない(採択実績はない)という解釈でよいのか。
- A2-5: 別添 2 の「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績件数」には含まれていません。
- Q2-6: 「類似技術の分類」において、「バイオマスコジェネレーション」は木質バイオマスを原料とした熱電併給システムとして、燃焼式または熱分解による発電方法に分類されるという解釈で良いか。
- A2-6: 「バイオマスコジェネレーション」は、木質バイオマスを燃料とし、バイオマスボイラ、タービン発電機からなるコジェネレーション(熱電併給)システムです。
- Q2-7: 以下のような装置の増設事業でも対象となるか。
 ・例1: 既設 10t油炊き水管ボイラを残しつつ、5tボイラを増設する。
 その際の 5tボイラは、既設同様水管ではなく、小型貫流にて高効率化する。
 ・例2: タイ国内の既設工場とは別の敷地に、同様の工場を新設する際に、高効率化を図る。
- A2-7: 基本的に、生産増大に伴う設備の増設は補助対象となり得ますが、具体的には個別に審査させていただきます。
- Q2-8: 説明会 Q&A において、「補助事業の対象は、直接に各国政府、州への共同事業者は不可であるが、国営会社向けは対象である」と伺っている。サウジアラビアの国営企業は、政府の関与が強いが、その国営企業が共同事業者の場合でも補助事業の対象になるのか。
 具体的には、サウジアラムコ、サウジ電力公社(SEC)、サウジ基礎産業公社(SABIC)、工業用地公団であるが、補助事業の対象となると理解してよいのか。
- A2-8: 補助対象となります。なお、州政府も補助対象となります。

【4. 補助対象経費・利益排除】

- Q4-1: 説明会にて、国際コンソーシアム外の補助事業者の親会社、子会社、関連会社及び関

係会社からの調達品に関して、今年度から利益排除の対象から外すという話があったが、資料に特に記載がなかったため確認させてもらいたい。

またこの場合の関係会社には、「親会社」及び「グループ会社(=兄弟会社、親会社が全く同じ、海外にあるため法人としては異なる)」も含まれるのか。

- A4-1: 補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員の自社製品等の調達等にかかる経費がある場合に、利益排除の対象となります。利益排除に関しては、公募要領 P.4 2 (6)補助対象経費を参照下さい。自社製品等の調達等と特定していますので、親会社、子会社、関連会社及び関係会社は対象外となります。

昨年度は子会社、関係会社も対象としていましたが、その際の関係会社の定義は以下の通りです。

(財務諸表等規則第 8 条第 8 項)

この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表等提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等(第十七項四号において「その他の関係会社」という。)をいう。

- Q4-2: 昨年度の公募要領では、補助事業額決定に際し、利益排除の対象となる調達先として、国際コンソーシアムを構成する各事業者との関係において

- ①事業者自身(原価が補助対象額となる)
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③事業者の関係会社(上記②を除く)

が定められていたが、上記②、③は解除されたという解釈でよいのか。

- A4-2: その通りです。今年度は利益排除の対象としては、「補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員自身から調達等を行う場合」が該当し、その場合は原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上することが必要となります。

- Q4-3: 国際コンソーシアム構成員となる予定の子会社(B社)は、コンサルタント会社であり、自身は製品を製造していない。

このとき国際コンソーシアム構成員である子会社(B社)が、構成員以外の親会社(A社)もしくは海外子会社(C社)より製品を購入した場合、利益排除の対象となるのか。

- A4-3: 親会社(A社)、海外子会社(B社)は国際コンソーシアム外であるため、利益排除の対象とはなりません。

- Q4-4: 過去の質問回答集内の Q4-5、4-6 にある利益排除に関して、JCM の申請者である A 社が関連会社以外の B 社に設計を依頼し、そこでかかった設計費を補助金申請する。B 社は実際に要したコストに利益を乗せて A 社に設計費の請求をするが、その場合、あくまで A 社としての原価はこの請求額になるので(B 社の利益は乗っているが)、A 社は B 社からの調達価格をもって、補助対象経費の実績額とすることができるという認識でよいのか。

- A4-4: 国際コンソーシアム内の事業者と関連のない外部会社は利益排除の対象外になります。B 社が外部会社であれば、実際の請求額をそのまま計上することが出来ます。

- Q4-5: 今回 A 社(代表事業者)が相手国側の B 社(共同事業者)と国際コンソーシアムを形成し、機器の製造は A 社、機器の所有・使用は B 社が行う。その際、B 社への機器販売は A 社の孫会社である C 社が行うが、C 社は国際コンソーシアム外の予定である。

機器導入のフローとしては、A 社による補助対象機器の製造→A 社から C 社への機器の販売→C 社から B 社への機器販売になる。

この場合、A 社から C 社への機器販売、また C 社から B 社への機器販売については、国際コンソーシアム外の取引のため、利益排除の対象にならない、という理解でよいのか。

- A4-5: ご指摘のケースについては、C 社が国際コンソーシアムの中に加わる必要があります。そのうえで、A 社→C 社及び C 社→B 社において、交付規程第 8 条十三号の譲渡等による収益を上げてはならない規定がそれぞれ適用されます。

- Q4-6: A社(代表事業者)の関係会社であるB社(現地施工会社)が、国際コンソーシアム外で業務を行う場合、利益排除の対象となるのか。
- A4-6: B社が国際コンソーシアム外で業務を行うに限り、A社の関係会社であっても、利益排除対象外となります。
- Q4-7: 公募要領の別表1で材料費、労務費等は日本の建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)、2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用しとあるが、プロジェクト実施国でとった見積単価は日本のそれと何十倍もの差があり、参考とならない。日本の単価はあくまでも参考と理解して良いのか。
- A4-7: 日本の単価はあくまでも参考として、当該国において適正と思われる材料費、労務費の単価を用いてください。
- Q4-8: 省エネ機器について、設備補助申請後に、生産計画の見直しで機器仕様の容量・台数を変更する必要が生じた場合、採択まで、或いは採択後に仕様・台数を変更することは可能か。
- A4-8: 応募→採択→交付申請→交付決定という手順であり、途中で事業内容を変更する必要が生じた場合には個別にご相談ください。特に交付決定後に大きな変更を行う場合には、交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」をご提出いただきます。なお、採択時の内示額を超えることは認められません。
- Q4-9: 複数年(例えば3年)で様式5にて各年度毎に補助対象経費支出予定額内訳を1年目、2年目、3年目と記載し、応募する。採択内示があり、交付申請書を提出した分から実際の補助金精算の際に3年間の案件総額以内において、以下のような移動が認められるか。認められる場合金額や割合の制限等はあるのか。
- 実施年度間移動(例:2年目予定の設備費 ⇒ 3年目へ移動。金額は変更なし)
 - 年度内での項目間移動(例:2年目の総額は超えないものの旅費1,000,000円、人件費2,000,000円としていたが、旅費800,000円、人件費2,200,000円となった)
- A4-9: 基本的に年度毎に確定した補助金の額を自由に移動させることは出来ません。ただし、前年度の補助金を翌年度へ繰越すことは認められる可能性があります。また、年度内での項目間移動は、公募要領「別紙1経費費目の細分について」に示してあるとおり、「1区分」における費目の低い方の金額の15%以内であれば可能です。
- Q4-10: 公募要領5ページ(6)③において、導入機材が屋内仕様ということであっても土木建築の建設費は対象とならないのか。
- A4-10: 原則として、土木工事費、建屋等の建設費(エネルギー起源CO2排出削減に寄与する構造物を除く)は対象外です。
- Q4-11: 提出書類(様式5)経費内訳の費目別経費の積算根拠において、現地工事費(据付・その他)を見積書ではなく、現地設計会社による積算内訳書に替えさせて頂くことは可能か。
- A4-11: 原則として見積書が必要ですが、応募時においてご準備できない場合は積算内訳書を根拠資料としてご提出下さい。その際には、見積書を準備できない理由の説明が必要です。

【5. 審査】

- Q5-1: 公募要領P.3(4)③～⑤の能力等の評価基準はどのようなものか。
- A5-1: 総合的に判断させていただきます。
- Q5-2: 採択審査基準のP.23(B)の言葉の定義だが“補助金額”と“補助対象経費支出予定額”の違いは、前者がプロジェクト経費の“最大”50%にあたるもので、後者がプロジェクト経費総額にあたる額でよいのか。

- A5-2: 補助対象経費支出予定額: プロジェクトに係る補助対象経費の総額
補助金額: 上記に補助率をかけたもの
です。
- Q5-3: 審査項目の投資回収年数が補助金ありで3年以上という目安は、必須条件ではなく、満たさなかった場合に10点減点ということか。
通常、リスクの高い途上国で投資採算性が悪いプロジェクトは行わないと思うが(通常は、投資回収年数が3年を超えたら実施しないと思われる)、その場合、適格となるプロジェクトは、投資採算性がかなり悪いので、JCMプロジェクトの数がかかなり限定的とならないか。
- A5-3: 投資回収年数は、補助金ありで3年以上を目安としますが、これはその計算方法に依存することや計画段階の想定が実現するとは限らないため、絶対的なものではありません。
- Q5-4: 審査項目の評点が、何点以上でなければならないという基準はあるのか。また、審査結果(点数)と、そのブレイクダウンは、教えてもらえるのか。
- A5-4: 審査の内容、結果に関しては公表しません。

【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1: 現地企業(共同事業者)の経理状況説明書(直近3決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)について。
①代表事業者のみではなく、コンソーシアムを組む全ての会社の説明書が必要なのか。
②現地企業(共同事業者)の場合、現地国の監査法人もしくは公認会計士の捺印や署名があれば良いのか。
③現地企業の経理状況説明書は英文での提出でもよいのか。現地国の言語で記載されている場合は、日本語訳を併せて提出すれば良いのか。
- A6-1: ①応募者(共同事業者がいる場合はそれを含む)全ての経理状況説明書を提出して下さい。
②監査済みであることがわかることが必要です。
③英語以外の外国語の資料については、必ず和訳を添付して下さい。ただし、英語であっても和訳をお願いすることがあります。
- Q6-2: 会社の定款は、社印の押印が必要なのか。
- A6-2: 社印の押印は不要です。
- Q6-3: 現地企業(共同事業者)の国際コンソーシアム協定書締結に向けた状況説明資料について、「JCM 設備補助事業の採択後に国際コンソーシアム協定書に同意し署名する予定である」などの文言が入った文書に、共同事業者の社長等の署名等があれば良いのか(現地国の言語で記載されている場合には日本語訳も併せて添付するのか)
- A6-3: 応募時には、未署名の協定書案及び協定書に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等の根拠資料など)を提出してください。詳細書類等の根拠資料については、交付申請時までに確実に協定書に署名されることが確認できること、また、共同事業者の代表取締役又はこれに準ずる者(担当役員等)の署名が必要です。
- 採択内示後の交付申請時には、署名済みの協定書の提出が必須となります。
- 英語以外の外国語の資料については、必ず和訳を添付して下さい。ただし、英語であっても、和訳をお願いすることがあります。
- Q6-4: PIN(Project Idea Note)の中に Capacity building activity for the participants of host country とあるが、キャパビルにかかる費用は、補助金の対象になるのか。
- A6-4: キャパビルは広い概念であるため、個別に具体的な内容を提案頂いた上で、補助金対

象範囲かどうか判断いたしますが、基本的には補助対象外です。

- Q6-5: 公募提案書作成手引に載っている見積書の(例)について、現地からの英語の見積書には社印の押印、サインがされているかと思うが、日本語に和訳した見積もり書を作成して現地に送り、現地メーカー(コンソーシアム外)に社印の押印を依頼する必要があるのか。
- A6-5: 見積書の和訳に対しては、社印の押印、署名は不要です。
- Q6-6: 採択審査基準の(A)プロジェクト遂行体制の確実性において、「資金計画の妥当性」という項目があるが、ここでの資金調達方法の確実性を示す書類として、どのような書類が適当か。自己資金の場合は銀行口座の残高証明等か。いくつか具体例を挙げてもらいたい。
- A6-6: 事業のための資金確保決定に関する会議の議事録、自己資本の場合は銀行口座の残高証明、借入の場合は資金調達先との覚書(MOU)、融資契約についてまとめられたタームシート等を提出して下さい。
- Q6-7: 採択審査基準の(A)プロジェクト遂行体制の確実性の④事業実施体制の構築状況、提出書類番号3-5「応募者(代表事業者)及び共同事業者の事業参画意志決定状況を示す資料」について、関係者の意思決定状況を示すものとして、具体的にどのような根拠・書類が適当か。
- A6-7: 取締役会・経営会議での承認、公的な決定記録、Letter of Intent、Memorandum of Understanding 等をご提出下さい。
- Q6-8: 国際コンソーシアム構成員として、本邦提案企業と、パートナー国に JCM 事業のために設立した SPC の2社を想定している。コンソーシアム内のすべての事業者については、過去3年分の財務諸表を提出することとなっているが、当該 SPC について、3年分の諸表がない場合には、用意できる分だけ、もしくは、会社概要だけでよいのか。
- A6-8: 3期分の提出が不可能であれば、準備可能な範囲でご提出をお願い致します。もし、SPC が設立間もないか、今後 SPC を設立予定ということであり、SPC にパートナー国の法人が出資するのであれば、当該法人の財務諸表をご提出下さい。
- Q6-9: 設備補助事業実施計画書(様式3)／内部収益率について
コンプレッサーなど、数ある生産設備の一設備を更新する場合には、更新設備によって得られた利益をどのように設定し、内部収益率を算定すれば良いのか。会社全体の当期利益を更新設備によって得られた利益とするのか。それとも、更新設備の省エネによって得られる電気代削減分などを利益と考えれば良いのか。
- A6-9: 導入した設備の年間運転費用削減額を利益として算定して下さい。

【7. 補助金の支払い】

- Q7-1: 補助金自体は代表事業者である日本法人に支払われるとのことだが、設備を導入するのはベトナムにある現地法人であり、経費が発生するのはほぼ現地法人になる。日本法人に支払われた補助金をそのまま現地法人に送金するとして、この場合、税務上どう扱われるのか。補助金を益金、現地法人への送金分を損金として扱うことはできるのか。それとも補助金が益金として扱われるのみで、そのまま法人税が課税されるのか。
- A7-1: 補助金が交付されてからの資金については、原則、弊財団では関知いたしません。事業者において確認し、事業者の責において、適正にご対応ください。
- Q7-2: 複数年度に渡る事業の場合、年度末に当期掛かった経費につき概算払請求できるとのことだが、これは必ずしも請求しなくても良いのか。それとも、事業がある程度進行している以上、幾ばくかの概算払請求をすることが義務付けられるのか。
- A7-2: 基本的には年度毎に概算払いを行います。複数年度まとめて行うことも可能です。た

だし、当年度の補助金の繰越しが認められる可能性があるのは翌年までであるため、翌々年度へ繰り越すことは出来ない点をご留意下さい。

- Q7-3: 為替予約を実施する場合、補助金の支払のタイミングを把握する必要があるが、各年度末の概算払い、事業完了後の精算時の補助金支払のタイミングは所定の完了報告が終了して何ヶ月後となるのか。
- A7-3: 年度末の概算払いに関しては、請求を受けた会計年度の翌年度4月30日までに、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を概算払いします。
また、事業完了時の精算に関しては、各事業毎に終了時期が異なる為、個別にご相談ください。

【公募要領】 P.9 4(7)補助金の支払い

センターは、年度末に係る概算払請求を受けた場合において、中間検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等)を行った上で、補助事業者からの請求に基づき、請求を受けた会計年度の翌年度の4月30日までにその実績等に応じた額の概算払を行うものとします。

【8. 所得財産の管理・返還義務】

- Q8-1: 稼働率が非常に高い場合(ビジネスでは望ましい)、法定耐用年数の間、設備がもたないケースもあると思われるがそのあたりは「実態」に応じた対応が可能なのか。
- A8-1: 交付規程に基づき、日本の法定耐用年数を適用する必要があります。設備の修理・交換を代表事業者の責において行い、当該設備の法定耐用年数の間、モニタリングを実施頂くこととなります。

【9. JCM制度・方法論・MRV】

- Q9-1: JCM クレジットは、省エネ法や温対法、都条例や埼玉県条例に基いて報告するCO2排出量の算定に利用できるという理解で良いか
- A9-1: 民間企業に配分されるクレジットは、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の調整後温室効果ガス排出量の算定に使用したり、カーボンオフセットに使用したりすることも可能です。
発行されたクレジットは日本のJCM登録簿に計上され、その登録簿に口座を持つ他の事業者へ販売することも可能です。

東京都の制度、埼玉県の制度には組み入れることは出来ません。

- Q9-2: 日本の親会社が「代表」、現地関連会社が「パートナー」としてコンソーシアムを組み、日本の親会社がJCMクレジットを得る場合において、日本の親会社、日本国内子会社工場のそれぞれに振り分けることは可能か。
可能な場合、日本の親会社は資本関係がない日本国内関連会社に割り振れるのか。
- A9-2: クレジットの割り振りは、国際コンソーシアム内の企業内で協議の上、決定して下さい。
国際コンソーシアム外の企業に割り振りたい場合には、一旦国際コンソーシアム内の企業がクレジットの発行を受けた上で、国際コンソーシアム外の企業に移転することが考えられます。
- Q9-3: 法定耐用年数のモニタリング期間を過ぎた後についてだが、CO2クレジットの発行義務がなくなるとQA資料に記載されている。
車両製造工場に太陽光発電を導入し、法定耐用年数以降も太陽光発電分の電力を自家消費してJCMクレジットを発行しない場合。この工場のCO2排出量については、太陽光発電の発電電力の自家消費分による排出削減量をクレジットとして使用せず、導入した現地法人の排出削減量としてカウントするという考え方だが、正しい認識であるか。
- A9-3: 法定耐用年数以降のCO2排出削減量をクレジット化するかどうかは事業者の自由です。なお、法定耐用年数を過ぎた分のクレジット発行がなされた場合には、クレジットの

1/2 以上を国に納付して頂きます。

- Q9-4: モニタリング中の検証について第 1 回目は環境省の支援が受けられ、2 回目以降は事業者で負担との説明だったが、この検証費用はタイの場合、概略どの程度かかるのか。
- A9-4: 事業の内容や実施国により検証の項目が異なることもあり、弊財団よりお答えすることはできません。日本・タイとの間で今後指定される第三者機関(TPE)に問い合わせてください。

【11. その他】

- Q11-1: 不特定多数ユーザーへの一般販売は難しいということだが、今後このようなケースを含む補助制度もしくはサポートを、環境省もしくは日本政府は検討しているのか。あるいは、そのような高効率日本製品普及型プロジェクトは、JCM の対象に入れないという考え方であるのか。
- A11-1: 不特定多数ユーザーへの販売に関する補助事業は検討しておりません。なお、補助事業以外であっても、JCM パートナー国がメリットであると理解・納得されるスキームであれば、JCM の対象となりえます。
- Q11-2: 環境省は、JCM の FS はもはや募集しないという考え方であるのか。
- A11-2: 現在、以下の FS を公募中です。
<http://www.env.go.jp/press/102160.html>

以上